

物流を止めないための「時間外労働の上限規制」の適用を求める請願書

2017年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

【請願趣旨】

政府は、働き方改革実現会議の「実行計画」を踏まえて、時間外労働（残業）の上限について、年720時間以内、かつ、過労死認定基準を根拠に設定した時間、などすることを、労働基準法制定以来、初めて罰則付きで定めることとしました。

ただし、自動車運転の業務には一般的なルールが適用されず、他の業務への規制開始から5年後に、年960時間以内の上限規制が適用されることとされました。また、休日労働を含むかどうかは明文化されておらず、休日労働が別枠となれば、過労死基準を大幅に上回る時間外労働が容認されることとなります。

トラック運輸産業は、産業計と比べて労働時間は2割長く、年間収入は4分の3という労働条件の中で、過労死等の実態を見ると、職種（自動車運転従事者）・業種（道路貨物運送業）ともに1位という現状にあります。

加えて、物流システムは、ドライバーという「人」によって成り立っていますが、過労死等労災の多い労働環境では、若年者のなり手は非常に少なく、ドライバーの平均年齢の上昇とともに、人手不足による物流システムの維持不能が現実のものとなりつつあります。

つきましては、労働基準法の改正案の審議に際して、自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制について、以下の項目を請願いたします。

【請願事項】

1. 年間の時間外労働の「上限規制 720 時間以内」の適用

ドライバー職の長時間労働の抜本的な是正により労働環境を改善し、運転手不足を解消するためにも、他の業務と同じ「上限規制 720 時間以内」の適用を求めます。

2. 休日労働を含めた「2～6ヵ月平均 80 時間以内」「単月 100 時間未満」の適用

「過労死等ゼロ」の実現には、過労死基準超えの時間外労働を国として認めないことが大前提です。したがって、休日労働を含めた「2～6ヵ月平均 80 時間以内」「単月 100 時間未満」の適用を求めます。

3. 長時間労働の改善に際して、生活できる賃金の確保に向けた施策の推進

長時間労働の是正によって賃金水準が大幅に低下したのでは、ドライバーの生活が維持できません。したがって、時間あたり賃金の改善をはじめとする生活できる賃金の確保に向けて、取引環境の改善も含めた、適正運賃の収受に資する施策の強力な推進を求めます。

【請願者】

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		

※ 上記個人情報本目的以外には使用しません。

※ 自署により、都道府県名からご記入下さい。姓や住所が同じ場合でも、「同上」や「〃」（省略記号）は使用しないで下さい。

※ 本請願には、同一人による重複署名はできません。

全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）

取扱団体

全国港湾労働組合連合会